

県内関係医療機関の長 様

青森県健康福祉部医療薬務課長
(公印省略)

看護補助者処遇改善事業の実施について

標記について、令和6年1月11日付け医政発0111第1号厚生労働省医政局長通知により、看護補助者処遇改善事業実施要綱が制定され、同年2月1日から適用されることとなりました。

つきましては、当該要綱に基づき、標記事業を活用する医療機関においては、下記のとおり必要書類を県に提出してくださるようお願いいたします。

記

1 事業内容

令和6年2月から5月までの間、看護補助者の賃金改善を行う対象医療機関に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助する。

2 対象医療機関

病院及び病床を有する診療所であって、令和6年2月1日時点において、「看護補助者処遇改善事業実施要綱」の別添に掲げる診療報酬のいずれかを算定している施設

3 提出書類及び提出期限

(1) 賃金改善開始の報告様式

令和6年2月分からの賃金改善を行う旨の報告様式（「看護補助者処遇改善事業に係る賃金改善開始（予定）の報告」）を令和6年2月29日（木）までに県に提出してください。

なお、就業規則等の変更に時間を要する場合は、令和6年4月までに一時金等により2月分及び3月分の賃金改善分を支給することも可能ですので、その場合も、報告様式を令和6年2月29日（木）までに県に提出してください。

(2) 看護補助者処遇改善事業補助金・処遇改善報告書

(1) の報告様式を提出した医療機関は、令和6年2月から5月までの賃金改善額の実績等を別途県が指定する日（令和6年6月以降）までに県に提出してください。

4 その他

(1) 県の補助金交付要綱は令和6年度に制定・通知しますので、当該要綱に従って、令和6年度に補助金の交付申請をしてください。

(2) 標記事業に係る様式等を県HPに掲載していますので、ご活用ください。また、県HPは随時更新しますので、ご確認願います。

県HP : <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/iryu/kangohozyosya.html>

(3) 国においてコールセンターを設置し、標記事業一般についての問い合わせに対応することとなっていますので、こちらを御活用ください。

※1月15日の週に国において設置予定となっています。(設置されましたら、県HPにも掲載します。)

担当：医療薬務課医務指導グループ

三井、濱田、福島

電話：017-734-9291

FAX：017-734-8089

Mail：iryu@pref.aomori.lg.jp